



ひとりで悩まず、相談しよう！

(いやや！)

『消費者ホットライン☎188』

悪質商法や多重債務、製品事故など、消費生活に関するお悩みは、**消費者ホットライン「188」(局番なし)**に相談を。消費生活センターなどの相談窓口につながり、専門の相談員が助言や情報提供、あっせんなど、トラブル解決のためのサポートをします。

《たとえば、こんな困りごとについて(事例)》



(送りつけ商法)



(訪問購入)



(多重債務)



(心当たりのない請求)



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

相談は無料で秘密は守られるケロ！
早めに相談することが大事だケロ！



←スマートフォンやパソコンからウェブ相談もできます。
受付は二次元コードからどうぞ。



(消費者庁イラスト集から出典)



毎年5月は消費者月間です

令和7年度統一テーマ

「明日の地球を救うため、消費者にできること

グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～」



かけがえのない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくため、環境に配慮した商品やサービスを意識的に選ぶなど、グリーン志向の消費行動を心がけましょう。

庄内総合支庁1階ロビーでは、消費者月間に合わせ、5月7日(水)から16日(金)まで企画展示を行います。ぜひご覧ください。





被害にあわないために、 県消費生活センター公式SNSの活用を！



山形県消費生活センターでは、今、注意が必要な情報や消費者教育に関する情報など、幅広い世代に役立つ情報を、公式SNSでタイムリーに発信しています。

被害にあわないためにぜひ登録してください。



@yamagata_shohi



山形県消費生活センター
「ケロちゃん」



KEROCHAN_YAMAGATA



@589voosg

“山形県消費生活サポーター”募集中です！

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を提供していただくボランティアです。満18歳以上で、県内で活動できる個人・団体であればどなたでも応募できます。

【活動の一例】

- 地区の回覧板などにセンターから送付される情報を回覧する
 - 一人暮らしの高齢者への「声かけ」や「見守り」をするなど
- ※自分にできる活動をお願いしています。



↑
詳しくは
こちらから

申込み・問い合わせは、山形県消費生活・地域安全課（電話 023-630-3237）までお願いします。

5月・6月の消費生活法律相談日

- 5月 14日（水）
- 6月 11日（水）

午後1時 30 分から
午後3時 30 分まで

弁護士が**無料**でアドバイスします。
相談時間はお一人様**30分**です。
事前予約が必要です。庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
（山形県庄内総合支庁内）
《相談受付》午前9時～午後5時
（土日祝日・年末年始を除く）
《電話番号》0235-66-5451

**消費者ホットライン188番も
ご利用ください**

ホームページはこちらから→

